

大学機関別認証評価

実 施 大 綱

平成 1 6 年 1 0 月
(平成~~2 3~~2 6 年 3 月改訂)

独立行政法人
大学評価・学位授与機構

はじめに

本大綱は、独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）について、その基本的方針、及び評価の実施に関する基本的な内容等を示したものです。

国・公・私立大学（短期大学を含む。）及び高等専門学校は、その教育研究水準の向上に資するため、教育研究、組織運営及び施設設備の総合的な状況に関し、7年以内ごとに、文部科学大臣が認証する評価機関（認証評価機関）の実施する評価を受けることが義務付けられています（学校教育法第109条第2項及び学校教育法施行令第40条）。この認証評価制度の下で、各大学は、複数の認証評価機関の中から評価を受ける機関を選択することとなります。

機構においては、独立行政法人大学評価・学位授与機構法第16条第1項の規定に基づき、国・公・私立大学に対して学校教育法に定められた評価を受ける機会を十分に保障するとともに、その教育研究水準の維持及び向上に資することを目的として、大学機関別認証評価を実施します。

機構の実施する大学機関別認証評価は、本大綱、及び本大綱に基づいて定められた「大学評価基準」の規定に基づいて実施します。なお、評価の詳細な手順等については、各大学が行う自己評価に当たっての実施要項（「自己評価実施要項」）や機構の評価担当者が評価に当たって用いる手引書（「評価実施手引書」）等を作成することとしています。

機構の実施する大学機関別認証評価は「大学等の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資する」ために行うものです。評価に当たってはこの目的に十分に配慮し、これまでに蓄積した評価の経験を活かすとともに評価を受けた大学等の意見を踏まえた上で、開放的で進化する大学評価を目指し、常に評価のシステムの改善に努めてまいります。

目 次

I	評価の目的	1
II	評価の基本的な方針	1
III	評価の実施体制	2
IV	大学評価基準の内容	3
V	評価の実施方法	3
VI	評価のスケジュール	5
VII	評価結果の公表	6
VIII	情報公開	6
IX	評価の時期	6
X	追評価	7
XI	評価費用	7
XII	大学評価基準等の変更手続き	7

I 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、国・公・私立大学からの求めに応じて実施する、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として実施します。

- ① 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- ② 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- ③ 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

II 評価の基本的な方針

上記の評価の目的を踏まえ、機構は以下の基本的な方針に基づいて大学機関別認証評価を実施します。

（１） 大学評価基準に基づく評価

大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づき、各大学の教育研究活動等の総合的な状況について、基準を満たしているかどうかの判断を中心とした評価を実施します。

（２） 教育活動を中心とした評価

大学機関別認証評価は、全ての国・公・私立大学が利用し得るものであることや、評価の国際的動向等を勘案し、教育活動を中心とした大学の教育研究活動等の総合的な状況の評価を実施します。

（３） 各大学の個性の伸長に資する評価

大学機関別認証評価は、大学評価基準に基づいて実施しますが、その判断に当たっては、大学の個性や特色が十分に発揮できるよう、教育研究活動等に関して各大学が有する「目的」を踏まえて実施します。このため、基準の設定においても、各大学の目的を踏まえた評価が行えるよう配慮しています。ここでいう「目的」とは、大学の使命、教育研究活動等を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等をいいます。

(4) 自己評価に基づく評価

大学機関別認証評価は、教育研究活動等の個性化や質的充実に向けた大学の主体的な取組を支援・促進するためのものです。このため、透明性と公平性を確保しつつ、実効あるものとして実現していくためには、大学評価基準及び別に定める「自己評価実施要項」に基づき、大学が自ら評価を行うことが重要です。

機構による評価は、大学が行う自己評価の結果（根拠として提出された資料・データ等を含む。）を分析し、その結果を踏まえて実施します。

なお、機構では、機構の評価を希望する大学の自己評価担当者に対し、機構の実施する機関別認証評価の仕組み、方法や自己評価書の作成方法等について説明を行うなど、評価に対する理解がより深まるよう十分な研修を実施します。

(5) ピア・レビューを中心とした評価

大学の教育研究活動等を適切に評価するため、大学の教員及びそれ以外の者であって大学の教育研究活動に関し識見を有する者によるピア・レビューを中心とした評価を実施します。

(6) 透明性の高い開かれた評価

意見の申立て制度を整備するとともに、評価結果を広く社会に公表することにより、透明性の高い開かれた評価とします。また、開放的で進化する評価を目指し、これまでに蓄積した評価の経験や評価を受けた大学等の意見を踏まえつつ、常に評価システムの改善を図ります。

(7) 国際通用性のある評価

大学のグローバル化が進展しつつある現在、認証評価においてもまた、国際通用性が求められています。このことを踏まえ、大学における内部質保証システム、学習成果、及び教育情報の公表を重視した評価を実施します。

Ⅲ 評価の実施体制

(1) 評価の実施体制

評価を実施するに当たっては、国・公・私立大学の関係者及び社会、経済、文化等各方面の有識者からなる大学機関別認証評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置し、その下に、具体的な評価を実施するため、対象大学の状況に応じた評価部会を編成します。

評価部会には、各大学の教育分野やその状況が多様であること等を勘案し、国・公・私立大学、学協会及び経済団体等の関係団体から広く推薦を求め、対象大学の学部等の状況に応じた各分野の専門家及び有識者を評価担当者として配置します。

なお、評価委員会及び評価部会の委員は、自己の関係する大学に関する事案については、その議事の議決に加えないこととします。

(2) 評価担当者に対する研修

機構が実施する評価をより実効性の高いものとするためには、客観的な立場からの専門的な判断を基礎とした信頼性の高い評価を実施する必要があります。このため、評価担当者が共通理解の下で公正、適切かつ円滑にその職務が遂行できるよう、大学評価の目的、内容及び方法等について十分な研修を実施します。

機構においては、このように十分な研修を受けた評価担当者が評価を実施します。

IV 大学評価基準の内容

(1) 大学評価基準は、教育活動を中心として大学の教育研究活動等の総合的な状況を評価するために、10の基準で構成されています。

(2) 10の基準は、学校教育法、大学設置基準等関係法令への適合性を含めて、機構が大学として満たすことが必要と考える内容が規定されており、全ての大学を対象としています。

(3) 基準の多くは、いくつかの内容に分けて規定しています。また、基準ごとに、その内容を踏まえ教育活動等の状況を分析するための「基本的な観点」を設けています。

なお、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定することができます。

V 評価の実施方法

(1) 評価プロセスの概要

大学機関別認証評価は、おおむね以下のようなプロセスにより実施されます。

① 大学における自己評価

各大学は、別に定める「自己評価実施要項」に従って、自己評価を実施し、自己評価書を作成します。

自己評価は、10の基準ごとに、その内容及び基本的な観点に従って、大学全体として、また、必要に応じて学部・研究科等ごとに教育活動等の状況を分析し、記述します。各大学には、原則として、全ての基本的な観点到に係る状況を分析、整理することが求められます。

なお、各基準に関し、基本的な観点到に加えて、大学の目的に照らして、独自の観点を設定する必要があると考える場合には、これを設定した上で、その観点到についての状況を分析し、記述することができます。

また、各大学の優れた点、改善を要する点等を評価し、記述します。

② 機構における評価

- (i) 10の基準ごとに、自己評価の状況を踏まえ、大学全体としてその基準を満たしているかどうかの判断を行い、理由を明らかにします。また、必要に応じて学部・研究科等ごとに分析、整理します。

なお、基準の多くが、いくつかの内容に分けて規定されており、これらを踏まえ基本的な観点が設定されていますが、基準を満たしているかどうかの判断は、その個々の内容ごとに行うのではなく、基本的な観点及び大学が独自に設定した観点の分析状況を総合した上で、基準ごとに行います。

- (ii) 基準を満たしている場合であってもさらに改善の必要が認められる場合や、基準を満たしているもののうち、その取組が優れていると判断される場合には、その旨を指摘します。
- (iii) 大学全体として、10の基準全てを満たしている場合に、機関としての大学が、機構が定める大学評価基準を満たしていると認め、その旨を公表します。

また、一つでも満たしていない基準があれば、大学全体として大学評価基準を満たしていないものとして、その旨を公表します。

(2) 評価方法

評価は、評価部会が、書面調査及び訪問調査により実施します。書面調査は、別に定める「評価実施手引書」に基づき、各大学が作成する自己評価書（根拠として提出された資料・データ等を含む。）、及び機構が独自に調査・収集する資料・データ等の分析を行います。訪問調査は、別に定める「訪問調査実施要項」に基づき、書面調査では確認できなかった事項等を中心に調査を実施します。

これらの調査、分析結果を基に、評価部会が評価結果（原案）を作成します。評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。

(3) 意見の申立てと評価結果の確定

評価結果は、大学における教育研究活動等の改善に役立てられるとともに、広く社会に公表されるものであることから、評価プロセスにおいて透明性を確保するだけでなく、その正確性を確保する必要があります。

このため、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知し、その内容等に対する意見の申立ての機会を設け、再度審議を行います。

基準を満たしていないとの判断に対する意見の申立てがあった場合には、評価委員会の下に審査会を設け、審議を行います。

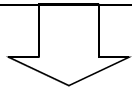
これらの意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。

VI 評価のスケジュール

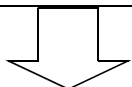
評価実施の前年度

5月～6月

①機構による評価に関する説明会等の実施

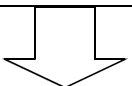


②評価の申請及び受付



~~9月末~~

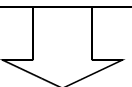
~~③大学の自己評価担当者等に対する研修の実施~~



評価実施年度

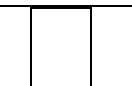
6月末

~~④~~③自己評価書の提出



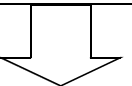
7月～1月

~~⑤~~④機構における評価の実施



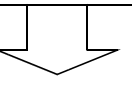
1月末

~~⑥~~⑤評価結果（案）の通知



2月

~~⑦~~⑥意見の申立ての手続き



3月

~~⑧~~⑦評価結果の確定及び公表

評価担当者に対する研修の実施

○ 機関別認証評価の仕組み、方法等を説明します。

○ 大学から評価の申請を受付けます。

~~○ 大学の自己評価担当者等に対して、自己評価書の作成方法等について説明を行うなどの研修を実施します。~~

○ 大学は、機構の示す自己評価実施要項に基づき自己評価を行い、機構に自己評価書を提出します。

○ 機構では、十分な研修を受けた評価担当者により構成される評価部会において、大学から提出された自己評価書の書面調査及び訪問調査を通じて評価を実施し、評価結果（原案）を作成します。

○ 評価結果（原案）は、評価委員会において審議し、評価結果（案）として取りまとめられます。

○ 機構は、評価結果を確定する前に、評価結果（案）を対象大学に通知します。

○ 対象大学は、機構から通知された評価結果（案）に対して意見がある場合、申立てを行います。

○ 機構は、意見の申立てに対する審議を経て、評価委員会において評価結果を確定します。

○ 確定した評価結果は、評価報告書としてまとめた上、対象大学及びその設置者へ提供するとともに、広く社会に公表します。

Ⅶ 評価結果の公表

- (1) 評価結果は、評価報告書により公表します。
- (2) 評価報告書は、対象大学ごとに作成し、対象大学及びその設置者に提供します。また、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。
- (3) 評価結果の公表の際には、評価の透明性を確保するため、大学から提出された自己評価書（根拠として別添で提出された資料・データ等を除く。）をウェブサイトに掲載します。

Ⅷ 情報公開

- (1) 機構は、社会と大学の双方に開かれた組織であるとともに、大学評価については、常により良いシステムとなるよう、透明性・客観性を高めることが求められていることから、評価基準、評価方法、評価の実施体制等の学校教育法施行規則第169条第1項に規定する事項を公表するとともに、その他の評価に関して保有する情報についても、可能な限り、ウェブサイトへの掲載等、適切な方法により提供します。
- (2) 機構に対し、評価に関する法人文書の開示請求があった場合は、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（以下「独立行政法人等情報公開法」という。）により、個人に関する情報で特定の個人を識別できるものや、法人等に関する情報で開示すると法人等の正当な利益を害する恐れがあるもの等の不開示情報を除き、原則として開示します。
ただし、大学から提出され、機構が保有することとなった法人文書の公開に当たっては、独立行政法人等情報公開法に基づき当該大学と協議します。

Ⅸ 評価の時期

- (1) 評価は、毎年度1回実施します。
- (2) 評価を希望する大学は、評価の実施を希望する前年度の9月末までに、別に定める様式に従って、機構に申請することが必要です。また、機構は、大学から申請があった場合には、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、当該大学の評価を実施します。
- (3) 機構において次回の評価を受ける場合には、評価実施の翌年度から起算して、5年目以降から申請できることとします。（大学評価基準を満たしていないと判断された大学については、この限りではありません。）

X 追評価

大学評価基準を満たしていないと判断された大学は、評価実施年度の翌々年度までであれば、別に定める手続きに従って、満たしていないと判断された基準に限定して追評価を受けることができます。

この評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価結果と併せて、大学全体として大学評価基準を満たしているものと認め、その旨を公表します。

XI 評価費用

評価手数料、追評価に係る評価手数料、評価手数料の納付手続き、その他評価手数料に係る事項については、それぞれ別に定めるところによります。

XII 大学評価基準等の変更手続き

機構は、評価を受けた大学や、評価を行った評価担当者、その他関係者の意見を踏まえ、適宜基準等の改善を図り、開放的で進化する評価システムの構築に努めます。

大学評価基準や評価方法その他評価に必要な事項を変更する場合には、事前に関係者に対し、意見照会を行うなど、その過程の公正性及び透明性を確保しつつ、評価委員会において審議し、決定します。